令和５年度
障害児支援事業者等集団指導

令和５年12月　寝屋川市指導監査課

（参考）指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。

指導

対象事業者等

原則として、毎年度の４月１日現在指定を受けている全ての事業者・施設。

指導の目的等

指定事業者等の全体のレベルアップを図ることを主眼として、児童福祉法・制度の趣旨、目的の周知及び理解の促進及び給付費に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知など、障がい児支援制度の適正な運営を図る。

集団指導
- 《出席》→完　了
- 《欠席》→個別指導を実施することがある

○一般指導
- 全ての事業者・施設の中から計画的に実施する。

○随時指導
- 利用者等からの苦情が多い等、特に実地指導の実施が必要と認められるもの
- 市町村からの情報提供を受けて、実地指導の実施が必要と認められるもの
- 実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障がい福祉サービス事業者等で再度の実地指導により、改善が見込まれるもの
- 障がい児支援所管部局長が実地指導の実施が必要と認めるもの

“サービスの質の確保と向上”、“利用者の尊厳の保持”及び“利用者の人権擁護”、適正な介護報酬等の請求等を踏まえ、事業所・施設の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導を行う。

a 運営指導
関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適正でない場合は、これを改善するよう指導する。

b 報酬請求指導
報酬基準等に照らし、①報酬等の算定要件を満たしているか（各種加算含む）、②通所給付等の対象とならないサービスの提供を行い、請求が行われていないか、③必要な人員等の体制が確保されているか（人員欠如減算等）、④利用者ごとの計画に基づきサービス提供が行われているか等について確認し、適切でない請求が行われている場合は、これを改善するよう指導する。（必要に応じ過誤調整を指導する。）

実地指導
- 適正・概ね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》→ 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》→ 再　指　導 → 度重なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行。

過誤調整
不適正な報酬算定が見受けられる場合

○重大な指定等の基準違反の事実が確認された場合若しくは疑われる場合
○利用者に対して虐待を行ったと判断される場合若しくは疑われる場合
○障がい児通所給付等に係る費用の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合若しくは疑われる場合等

監査

対象事業者等

○障がい児支援事業者等若しくは当該事業者等が運営する障がい児通所支援事業所等（以下「障がい児通所支援事業所等」という。）の管理者又は従業者が、利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。
○指定障がい児通所支援事業者等にあっては児童福祉法第21条5の19、指定障がい児入所施設等設置者にあっては同法第24条の12、指定障がい児相談支援事業者にあっては同法第24条の31に規定する基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
○障がい児通所給付等に係る障がい児通所支援等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○障がい児通所給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○障がい児支援事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。
○度重なる実地指導を行ったにもかかわらず、障がい児通所給付等対象支援等の内容又は障がい児通所給付等に係る費用の請求に改善がみられないとき。
○正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。
○その他、福祉部障がい福祉室長が特に必要と認めた場合。

監　査

- 直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》→ 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》→ 行政処分：改善命令 → 改善報告書
    - 《期限内に改善された》→ 完　了
    - 《期限内に改善されなかった》→ 期限を経過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる。
  - 公　表（勧告に従わなかったとき）→ 公　示
- 指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴　聞 → 行政処分
  - 指定取消し
  - 指定の全部若しくは一部の効力の停止
  - 返還額の確定加算金の付加
  - → 結果通知 / 返還額確定通知 → 公　示

過誤調整
不適正な報酬算定が見受けられる場合

◆取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者（当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等であった者）
A　役員
イ　業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ　相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者
B　その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者

説明する内容について

①業務管理体制の整備と届出事項
②情報公表制度について
③コロナの5類移行に伴う取扱いについて
④令和4年度から義務化された内容
⑤令和6年度から義務化される内容について
⑥障害児支援事業者固有の注意事項について
⑦虐待防止に向けての取組み

業務管理体制の整備と届出

・平成24年から届出が義務化

・事業者が整備する業務管理体制

事業所数　1～19か所	事業所数　20～99か所	事業所数　100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

※事業所数は、サービスごとに数える。

・寝屋川市内でのみ事業所有する事業所は、「寝屋川市」に届出。それ以外は、届出先が大阪府又は厚生労働省に届出

・対象事業者には、実地指導と一体的に一般検査を実施している。

情報公表制度について

- 情報公表制度とは・・・このような仕組みです。

事業者が事業所における障害福祉サービス等の内容を都道府県知事等（寝屋川市）へ報告

↓

報告された内容を公表する

・具体的には、「ＷＡＭＮＥＴ」を通じて情報が公表されます。

※　情報公表がされていない事業者は、市指導監査課まで申し出てください。

新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴う取扱いについて

- 令和５年５月８日以降、臨時的取扱いは、原則終了しています。

- 新型コロナウイルス感染症に感染するなどして職員が出勤できず、一時的に人員基準を満たさなくなる場合、引き続き、減算の適用をしない。

- 引き続き適用されている臨時的取扱いについても、終了時期が未定であることに注意してください。

行政処分事例

- 行政処分の理由のうち、最も多いのは、「不正請求」
- 事業別では、障害者向け、障害児向け合わせた中で、「放課後等デイサービス」が１位、児童発達支援が２位

（令和２年度厚生労働省調査）

- 不正請求
  - 架空請求（サービス提供をしていない）
  - 水増請求（不正に加算を算定するなど）

・その他、人員基準違反や、虐待があった場合などは、厳しく対処しています。

各種マニュアルの整備・報告等様式の整備

- 感染症対応、事故発生時の対応、苦情への対応など

「従業者が個々で対応」・・・×

「事業所が組織的に対応」・・・〇

そのために、

各種マニュアルの整備、記録の様式の整備が大切です。

・事故報告や苦情の報告を受けたときは、その内容について、従業者に周知し、従業者間で再発防止策の検討をしてください。

実地指導時に見受けられる要改善事例

・人員配置が適切になされていない、人員配置に係る加算の算定が誤っている。

・重要事項説明書と、運営規程との内容に整合性がとれていない。また、重要事項説明書、運営規程が実態と相違している。

・利用者の受給者証の内容を確認していない。写しを取得していない。

・受給者証記載事項について、契約内容報告書の提出をしていない。

・従業者に対する研修が実施されていない又は不十分

・提供するサービスに係る重要事項が提示されていない。

事故発生時の対応について

- 事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送など）を講じた上で、速やかに家族等へ連絡する。
- 事故等については、軽微なものであっても必ず記録をする。
- 記録の際には、要因分析、再発防止のための取組みを行う。
- 事故の内容によっては、損害賠償などを行う。
- 自治体への報告を行う。

※**<u>自治体への報告が必要な事故の一例</u>**

死亡事故、意識不明、治療期間が１か月を超えるケガ、誤食、誤薬、集団感染、利用者の行方不明（行方不明の時間は問わない）など

制度改正①　勤務体制の確保

- 事業者に対するハラスメント防止策の義務化（Ｒ４～）

次の２つの取組みが、必須です。

１　ハラスメント防止のための指針の整備

　→職場におけるハラスメント対策について、事業者として取り組むための方針、姿勢、ハラスメントに悩む職員の相談方法などを規定し、従業者へ周知をする。

２　ハラスメント防止のための体制の整備

　→相談窓口の設置、組織的に解決するための体制の整備

福祉・介護

障害福祉の現場におけるハラスメント対策

障害福祉の現場におけるハラスメント対策　障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等

本ページでは、障害福祉の現場におけるハラスメント対策について、地方公共団体のみなさまや障害福祉の現場のみなさまにご利用いただけるコンテンツを掲載いたしますので、積極的にご活用ください。

障害福祉の現場におけるハラスメント対策

令和３年度障害者総合福祉推進事業（障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究事業（実施団体：MS&ADインターリスク総研株式会社））において、障害福祉サービス等事業者向けの「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」（障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、障害福祉サービス等事業者として取り組むべき対策などを示したもの）及び「職員向けリーフレット」（職員向けにハラスメントに関する基本的な知識や対応を整理したもの）が作成されました。

また、令和４年度障害者総合福祉推進事業（障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材の作成に関する調査研究事業（実施団体：PwCコンサルティング合同会社））において、事業所内での利用者や家族等によるハラスメント対応を実現する手段の一つとして、上記マニュアルに基づく研修素材（手引き及び研修資料（管理職向け、職員向け））及び職員向け動画が作成されました。

↑　↑　↑　↑

厚生労働省のＨＰにハラスメント対策の取組みのために参考となる資料が掲載されています。

制度改正②　業務継続計画の策定

・各事業者においては、感染症や災害が発生した場合でも、利用者にとって必要なサービスが継続的に提供できるようにするため、あらかじめ、計画を策定し、体制を構築する必要があります。

・令和６年４月までに業務継続計画の策定をお願いします。

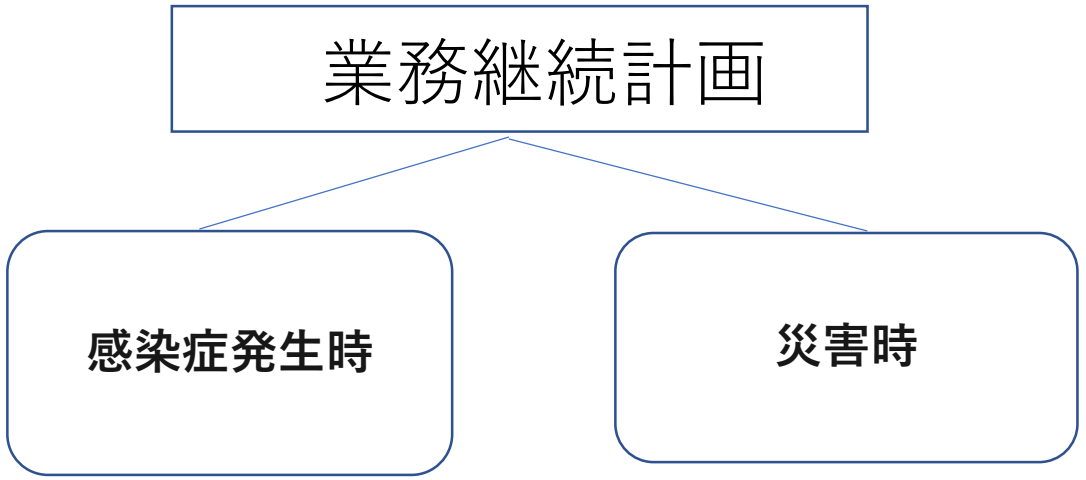

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート

1．総論

（1）基本方針

（2）推進体制

（3）リスクの把握
①ハザードマップなどの確認
②被災想定

（4）優先業務の選定
①優先する事業
②優先する業務

（5）研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し
①研修・訓練の実施
②BCPの検証・見直し

2．平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策
①人が常駐する場所の耐震措置
②設備の耐震措置
③水害対策

（2）電気が止まった場合の対策
①自家発電機が設置されていない場合
②自家発電機が設置されている場合

（3）ガスが止まった場合の対策

（4）水道が止まった場合の対策
①飲料水
②生活用水

（5）通信が麻痺した場合の対策

（6）システムが停止した場合の対策

（7）衛生面（トイレ等）の対策
①トイレ対策
②汚物対策

（8）必要品の備蓄
①在庫量、必要量の確認

（9）資金手当て

3．緊急時の対応

（1）BCP発動基準

（2）行動基準

（3）対応体制

（4）対応拠点

（5）安否確認
①利用者の安否確認
②職員の安否確認

（6）職員の参集基準

（7）施設内外での避難場所・避難方法

（8）重要業務の継続

（9）職員の管理（ケア）
①休憩・宿泊場所
②勤務シフト

（10）復旧対応
①破損個所の確認
②業者連絡先一覧の整備
③情報発信

【通所系・固有事項】

【訪問系・固有事項】

【相談支援事業・固有事項】

4．他施設との連携

（1）連携体制の構築
①連携先との協議
②連携協定書の締結
③地域のネットワーク等の構築・参画

（2）連携対応
①事前準備
②入所者・利用者情報の整理
③共同訓練

5．地域との連携

（1）被災時の職員派遣

（2）福祉避難所の運営
①福祉避難所の指定
②福祉避難所開設の事前準備

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）より抜粋

制度改正③　衛生管理について

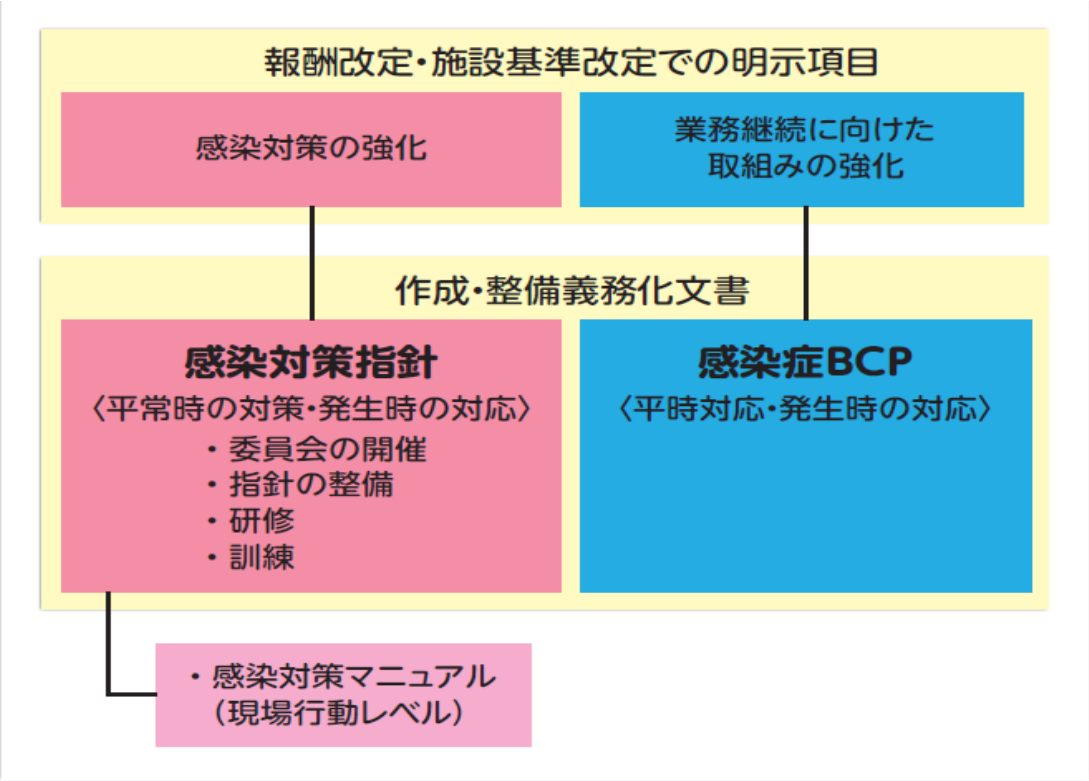

＜目 的＞

- **感染対策指針**：感染対策に関する基本的な方針
- 感染対策マニュアル：現場の行動レベルでの具体的な対策方法を示す
- 感染症BCP（業務継続計画）：感染症発生時における業務継続

感染症対策委員会の設置
→メンバーは、幅広い職種により構成
　３か月に１回又は必要時随時開催
　オンライン開催も可能

感染症予防等対策指針
→平常時の対応と、感染症発生時の対応を決める

感染症予防等の研修・訓練実施
→年に２回以上

令和４年度改正　～児童福祉法関係～

1　安全計画の策定（全事業）
2　送迎等の自動車運行時の児童の確認（全事業）
3　送迎車への安全装置の設置（児発・放デイ）
4　インクルーシブ保育の推進（児発）

施行日→令和５年４月１日
※　経過措置あり

１　安全計画の策定について（４事業）

・障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を行う事業者が対象となります。　（令和６年３月31日までの経過措置あり）

【義務化の内容】

☆障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画を策定します。

☆策定した安全計画は、従業者に周知するとともに、研修や、訓練を定期的に実施してください。

☆利用児童の保護者に対しても、安全計画に基づく取組みについて、お知らせしてください。

☆策定した安全計画については、定期的に見直しが必要です。

２　送迎等の自動車運行時の児童の確認

　各事業所において、事業所外の活動や、送迎など、児童を乗車させて自動車を運行するときは、児童が乗り降りする際に、点呼などにより、乗ったときに児童の名前、人数を確認し、また、降りたときにも児童の名前と人数を確認し、児童全員の所在の確認をしてください。

　毎回の自動車利用時には、必ず確認を行うことで、児童が行方不明となる事態（事業所外の活動先、途中休憩のパーキングなどでの自動車の乗せ忘れ）を防止することもできますし、また、自動車から降ろし忘れるなどの危険を防ぐことができます。

３　送迎車への安全装置の設置（児発・放デイ）

・児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合、当該自動車にブザーや、車内に取り残された児童の見落としを防止するための安全装置を装備しなければなりません。

・安全装置を装備する義務のある車両は、原則、座席が３列以上ある自動車です。

※令和６年４月以降、安全装置が装備できていない車両は、児童の送迎に使用することはできません。

４　インクルーシブ保育の推進（児発）

・児童発達支援事業所と、保育所・認定こども園等が併設されている場合に、障害児の支援に直接従事する従業者については、併設する保育所等を利用する児童への支援を一体的に行うことができるようになりました（専従要件の緩和）。

虐待防止への取組み（障害者虐待防止法関係）

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】
（平成24年10月１日施行）

・対象となる障害者とは・・・障害者手帳を取得していない者も含まれ、また、18歳未満の児童も対象

・この法律の中で、「施設従事者等による障害者（児）虐待」についても規定があり、障害児通所支援事業者も含まれる。

【虐待の種類の５類型】

①身体的虐待　②性的虐待　③心理的虐待　④放棄・放置

⑤経済的虐待

施設従事者による虐待では、心理的虐待が最も多い。

虐待防止法に基づく報告等

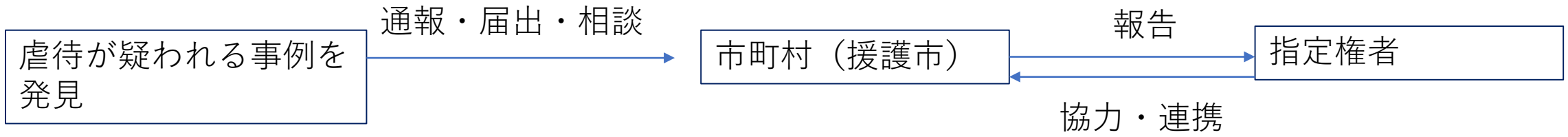

・虐待が疑われる事例を発見しても市町村に通報や相談をしない背景→①虐待が疑われる事例があったが、隠そうとしたため。

②施設・事業所として「虐待ではない」と判断したため。など

・「虐待があったのかどうか」は、通報等を受け、市町村が調査した結果、決定される。

※虐待が疑われる事例を発見したときは、必ず援護市に報告、相談等をしてください。